

会 議 録

会議の名称	令和 7 年度第 2 回東南村山地域福祉有償運送運営協議会
日 時	令和 8 年 1 月 2 7 日（火） 1 4 : 0 0 から
開 催 方 法	参集型（会場：山形市役所 7 階 7 0 1 会議室）と ZOOM
議 題	【報告】 ・福祉有償運送の登録状況等について（登録及び変更があった団体一覧） ・運送主体の状況について ・新規利用申請者の状況について ・新様式の運用について 【協議】 ・更新申請団体の条件適合に係る協議 医療社団法人 清永会（期間:令和 5 年 3 月 1 日～令和 8 年 2 月 2 8 日）
出 席 者	山形市長寿支援課 阿部構成員(協議会会長)、天童市社会福祉課 結城構成員（協議会副会長）、山形運輸支局 遠山構成員、上山市社会福祉協議会 加藤構成員、山形県ハイヤー協会 代理 山家構成員、山形地区ハイヤー協議会 邊谷本構成員、山形地区福祉有償運送実施団体連絡協議会 本間構成員、上山市健康推進課 代理 佐々木構成員、山辺町保健福祉課 代理 武田構成員、中山町健康福祉課 代理 矢萩構成員、山形県村山総合支庁地域健康福祉課 代理 古澤招致員
欠 席 者	構成員 4 名
傍聴者の数	6 人

■会 議（司会：山形市長寿支援課 加藤補佐）

1 開 会

定刻午後 2 時 0 0 分に開会

2 議長選出

運営協議会設置要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき会長が議長となり議事を進行。

構成員 1 4 名中、出席者 1 0 名、欠席 4 名で要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき過半数の出席があることから運営協議会が成立することを確認。

3 報 告

事務局より、（１）（２）（３）あわせて報告

（１）福祉有償運送の登録状況等について

資料 1に基づき、説明。

(2) 運送主体の状況について

資料 2－1、資料 2－2 に基づき、説明。

(3) 新規利用申請者の状況について

資料 3 に基づき、説明。

議長：ただ今の報告について、ご質問はありますでしょうか。

→特になし

議長：高齢者等が増加している中各団体とも増減はありますが、概ねこれまで共有してきた状況で運営していただいているような数字になっています。

(4) 新様式の運用について

資料 4－1、資料 4－2、資料 4－3 に基づき、事務局より説明。

議長：こちらにつきましては処理方針の変更、一部改正にあわせて申請書の様式に医師や専門職による確認を記載する欄を設ける様式の見直しをする内容となっています。内容については議論いただいたところですが、改めて資料 4－3 のとおりお示しさせていただき運用を 4 月 1 日から行うことと考えているということになります。ただ今の報告についてご確認、ご質問はありますでしょうか。

→特になし。

議長：これまでも議論させていただいた内容 当面行き渡るまでは旧様式でも 事務局からは本日以降、ケアマネジャーや地域包括支援センターといった専門職等への様式変更のお知らせを行います。

4 協 議

(1) 更新申請団体の条件適合に係る協議

団体：医療法人社団 清永会

資料 5 に基づき、事務局より説明。

・書類等に不備がなく、条件に適合すると考えられる。

議長：申請内容に関してのご意見やご質問はございませんでしょうか。

山形運輸支局：質問ではありませんが、改めての周知、お願いになります。

更新登録にあたりましては我々に更新登録の申請書をご提出をいただきますが、特に変更の無い事項であれば省略が可能になっている書類がいくつかありますので、申請する団体様のほうでも極力ご負担の無い形での申請書の作成をお願いします。

議長：清永会より補足等はありませんか。

清永会：特に補足等はありませんが、今後も安全に務めてまいりますのでよろしくお願いします。

議長：他にご質問、確認事項等ありませんか。

→特になし。

→協議が調ったものとして合意

5 その他

議長：冒頭の運送状況やもしくはこの場で共有したい、確認したいことなどございますか。

山形運輸支局：今山形県内でタクシーの運賃の改定の申請が行われています。今後どのくらいの値上げ幅になるか、いつから新しい運賃が適応されるかは現在東北運輸支局で審査をしているところです。いずれタクシー運賃が値上げになると思いますので、次年度以降必要に応じて運送の対価の見直しなどの検討も必要になると思いますので、新しいタクシー運賃がわかりましたらこちらから随時情報提供いたしますので引き続きよろしくお願いします。

議長：その他情報交換、質問等ありませんか。

→特になし。

議長：今後も定例、随時の協議会を開催しながら、必要性や安全の確保、また情報の共有をしていきたいと思います。それぞれ推進していく中で皆さんで議論して良くしていきたいというテーマなどありましたら、協議会の場を有効に活用いただきたく思いますので引き続きよろしくお願いいたします。

6 閉 会

午後２時３０分に閉会